令和6年 | | 月8日 北九州市保健福祉局

報道機関各位

# 「北九州市社会福祉審議会」を開催します

下記のとおり、令和6年度北九州市社会福祉審議会を開催しますので、お知らせいたします。

#### | 日時

令和6年11月14日(木)14:00~(2時間程度)

#### 2 場所

ホテルクラウンパレス小倉 3階「ダイアモンドホール」 (小倉北区馬借 I-2-1)

## 3 議題等

#### 【議事】

- (1) 正・副委員長の選出
- (2) 委員長、副委員長の就任挨拶
- (3) 専門分科会委員の指名
- (4) 専門分科会役員の選出
- (5) 審査部会委員の指名
- (6) 審査部会役員の選出

#### 【報告】

- (1) 専門分科会・審査部会の活動報告について
- (2) 障害者差別解消条例の改正について
- (3) 次期「北九州市こどもプラン」の策定状況について
- (4) 令和 5 年度「北九州市子どもを虐待から守る条例」に基づく年次報告書について
- 4 北九州市社会福祉審議会委員 40名
- 5 会議の公開

会議は公開とし、傍聴可能(定員 10 名、当日先着順)

6 その他

審議会の会議情報(配布資料、議事録)は、市ホームページに掲載予定です。

【問い合わせ先】

保健福祉局 総務課

担当:(課長)溝口、(係長)上田

TEL:093-582-2497

# ■北九州市社会福祉審議会について

#### Ⅰ 審議会について

社会福祉に関する事項を調査審議するもので、市長の監督に属し、その諮問に答 え、又は関係行政庁に意見を具申します。

社会福祉審議会は、I. 民生委員審査専門分科会 2. 身体障害者福祉専門分科会 3. 地域支援専門分科会 4. 児童福祉専門分科会の4つの専門分科会で構成されています。

## 2 法定されている機能

市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議します。

- ①民生委員の推薦に対する意見(民生委員法第5条第2項)
- ②身体障害指定医師の決定に対する意見(身体障害者福祉法第 15 条第 2 項)
- ③身体障害指定医師の取り消しに対する意見(身体障害者福祉法施行令第3条第3項)
- ④身体障害の等級認定の疑義に対する意見(身体障害者福祉法施行令第5条第2項)
- ⑤養護老人ホーム、特別養護老人ホームの廃止命令、認可取消に対する意見 (老人福祉法第 19 条第 2 項)
- ⑥児童に関する措置及び措置の解除、停止、変更に対する意見(児童福祉法第8条、 第27条第6項)
- ⑦児童に関する一時保護の延長に対する意見(児童福祉法第33条第5号)
- ⑧被措置児童等虐待に関する措置に対する意見(児童福祉法第8条、第33条の15 第3項)
- ⑨里親、保護受託者の認定に対する意見(児童福祉法施行令第29条)
- ⑩保育所の認可に対する意見(児童福祉法第35条第6項)
- ①地域型保育所の認可に対する意見(児童福祉法第34条の15第4項)
- ②子どもの権利の擁護に関する調査審議及び意見具申 (児童福祉法第 | | 条第 | 項2号)

#### 3 設置根拠

社会福祉法第7条第 | 項、第 | 2条第 | 項